

リビングパートナー保険

このご案内は入居者の皆さまが被保険者(保険の補償を受けられる方)である保険の補償内容について説明したものです。

家財の補償			
① 火災、落雷、破裂・爆発 	② 風災・雷災・雪災 ※吹込み損害は、これらの事故による住宅外部の破損により生じた場合に限り、雪災の損害は、別々の事故によることが明確でない場合は、1回の事故とします。	③ 住宅外部からの物体の落下・飛来・衝突等 	
④ 給排水設備や他の戸室の事故による水漏れ 	⑤ 騒擾、労働争議に伴う暴力・破壊行為 	⑥ 盗難 ※被保険者が入居する住宅の屋外にある間の盗難は対象になりません。	
⑦ 通貨等の盗難 ※被保険者が入居する住宅内における通貨等(生活用のもの)に限り、1事故1世帯ごとの限度額は次のとおりです。 ●通貨・切手等(20万円) ●預貯金証書(200万円または家財のご契約金額のいずれか低い額) ●乗車券等(20万円)	⑧ 水災 ※家財に再調達価額(注)の30%以上の損害が生じた場合、その家財を収容する住宅が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被ったため家財に再調達価額(注)の30%未満の損害が生じた場合に限り、(注)同等のものを新たに購入するのに必要な金額をいいます。	⑨ 不測かつ突発的な事故(破損・汚損など) (自己負担額3万円) ※①～⑧の事故を除きます。ただし、給排水設備自体に生じた事故を含みます。	

賠償責任の補償(示談交渉サービス付)	
大家さんに対する賠償責任(借家人賠償保険) (1事故につきこのご案内に記載の支払限度額を限度)偶然な事故で、借用戸室に損害を与え、大家さんへの法律上の損害賠償責任を負担する場合に保険金をお支払いします。	他人に対する賠償責任(個人賠償保険) (1事故につきこのご案内に記載の支払限度額を限度)日本国内において、日常生活の偶然な事故などで他人にケガをさせたり、他人のものを壊し法律上の損害賠償責任を負担する場合に保険金をお支払いします。

(注)「借家人賠償保険」「個人賠償保険」が既にご加入の別の保険契約にセットされている場合には、補償が重複することがあります。ご加入に際しては、補償内容を十分ご確認ください。

費用の補償	
借用戸室修理費用 (1事故につきこのご案内に記載の支払限度額を限度)偶然な事故で借用戸室が破損し、貸主との契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で修理した場合に保険金をお支払いします。(たとえば、給排水管の凍結や目詰まりで損害が生じた場合の修理費用)※借家人賠償保険によって保険金をお支払いする場合を除きます。	地震火災費用 (ご契約金額×5%、1事故1世帯ごとに300万円限度)地震もしくは噴火またはこれらによる津波が原因の火災で、家財が損害を受け、その家財を収容する住宅が半壊以上または家財が全壊となった場合に保険金をお支払いします。
事故時諸費用 (損害保険金×10%、1事故1世帯ごとに100万円限度)「家財の補償」①～⑧の事故により損害保険金が支払われ、同時に費用が生じる場合に保険金をお支払いします。	損害防止費用 (実際に支出した額)損害保険金が支払われる場合で「家財の補償」①の事故による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な消火活動の費用を支出した場合に保険金をお支払いします。
残存物取片づけ費用 (実際に支出した額、損害保険金の10%に相当する額を限度)「家財の補償」①～⑧の事故により損害保険金が支払われ、費用が生じる場合に保険金をお支払いします。	

事故のご報告は **0120-01-9016**

通話料無料

24時間365日

ご連絡時には、このご案内に記載の代理店・扱者にてご契約した旨、住所(建物名や号室含む)・ご入居者名(法人契約の場合は法人名)をお伝えください。

総括契約用	2020.6版	2020年10月1日以降保険始期契約用
-------	---------	---------------------

家財の補償ご契約金額	借家人賠償保険支払限度額 (1事故につき)	個人賠償保険支払限度額 (1事故につき)	借用戸室修理費用支払限度額 (1事故につき)
21 万円	1,000 万円	1,000 万円	100 万円

保険料: 保険契約者負担

保険の対象の範囲

- ◆保険の対象は、被保険者が入居する住宅に収容されている家財(※)で被保険者が所有するものとします。
※共用部分または物置、車庫その他の付属住宅に収容される家財を含みます。
- ◆次に掲げる物のうち、被保険者の所有するものは、保険の対象に含まれます。
 置、建具その他これらに類するもの/電気、通信、ガス、給排水、冷房・暖房などの付属設備/浴槽、流し、ガス台、調理台、棚などの付属設備/換気扇、自動温水器、ルームクーラーなどの器具
- ◆被保険者と同居または生計を共にする親族および被保険者の同居人(注)の所有する家財で被保険者が入居する住宅に収容されているものは、保険の対象に含まれます。
(注)賃貸借契約上の借主、同居人に限ります。
- ◆次に掲げる物は保険の対象に含まれません。
 自動車(原動機付自転車を除きます。)、船舶または航空機およびこれらの付属品/通貨、小切手、切手、印紙、預貯金証書、乗車券等(盗難によって生じた損害を除きます。)/有価証券、クレジットカード/稿本(本などの原稿)、設計書、帳簿/動物、植物などの生物/データやプログラムなどの無体物
- ◆美術品等の補償については一定の制限があります。詳細は裏面「家財の補償」<お支払いする保険金>をご確認ください。

■これまで、こんな事故が保険会社に報告されています。

- 自室の給湯器からガスが漏れて爆発。天井や壁に大きな穴があいた。
(大家さんへの賠償額 536万円)
- 飼犬が通行人にかみついた。
(賠償額 21万円)
- お風呂の空焚きで火災が発生し、浴室と台所が損傷した。
(大家さんへの賠償額 55万円)
- たばこの火の不始末で家財の一部が焼け、残りの家財も消火放水で水濡れに。
(家財の損害額 283万円)
- 洗濯機のホースがはずれ、下の階に水があふれ、家財が水濡れに。
(階下の入居者への賠償額 115万円)
- 隣の社員寮より出火、類焼により家財が焼失した。
(家財の損害額 380万円)
- 子供がベランダから植木鉢を落とし、駐車中の他人の車を破損させた。
(賠償額 34万円)
- 空き巣に入られ、現金・カメラなどを盗まれた。またその際ガラス等が破損した。
(現金・家財の損害額 48万円 窓ガラス等の修理代 10万円)

- このご案内は保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。また、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG 損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

<https://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせは(取扱代理店・扱者)

株式会社社長栄
 マンスリーマンション受付センター
 TEL: 0120-86-3912(京都)
 0120-86-3966(大阪)